

仕様書

本仕様書は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「病院」という。）における昇降機を常に良好な状態に維持するために必要な保守点検業務について定める。本業務は、建築基準法第8条及び同法第12条第3項により昇降機の所有者が行う点検等であり、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。

1 件名

西部医療センターエレベーター保守点検業務委託

2 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 場所

名古屋市北区平手町1丁目1番地の1 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

4 保守対象設備一覧

別紙1のとおり

5 点検内容

別紙2のとおり

6 定期（法定）検査

期間中に1回、保守対象設備の総合的な機能を確認する検査を行い、建築基準法第12条第3項による定期検査報告書を、所轄特定行政庁へ提出すること。また、定期検査報告書（副本）を病院へ提出するとともに、その電子データ（PDF）も合わせて提出すること。

7 緊急時の対応

- (1) 受託者は、365日24時間出動体制を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。
- (2) 受託者は、保守対象設備について、故障・災害等によりエレベーターに閉じ込め又は機能停止が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、保守対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、報告書を提出すること。その際に、消耗部品の範囲を超える部品等の取替えが必要な場合は、病院職員に報告し、別途協議の上、これを行うものとする。
- (3) 出動要請から受託者が到着するまでの目標時間は、30分以内とする。

8 維持管理のための情報サービス

病院が日常管理を、より万全に行うために、安全確保や正しい利用方法、関係諸法令改正についての案内等の情報提供サービスを行うこと。

9 作業報告

- (1) 保守対象設備の現場で行う作業については、作業完了後に報告書 3 部を病院職員に現地で提出すること。また、現地で提出できない場合は、病院職員に事前に了承を得た上で、郵送で報告書 2 部を提出するとともに、その電子データ (PDF) も合わせて提出すること。ただし、受託者が報告書の提出を不要と判断して口頭で作業結果を報告し、病院職員がその口頭報告に特段の異議を述べないときは、報告書の提出を要しない。
- (2) 報告書の作成に当たっては、計測値の記載・写真の添付等により、可能な限り具体的な作業結果を記載すること。
- (3) 病院外で行った作業については、病院職員に事前に了承を得た上で、郵送で報告書を提出すること。

10 契約業務対象外作業

次に掲げる作業は契約の対象外とし、病院が受託者にこれらの作業を行わせようとするときは、作業内容・仕様、実施時期及び料金を別途協議し、別に契約を締結した上でこれを行うものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべからざる事由（経年劣化・自然損耗その他の不可抗力、第三者の行為、契約者の過失等）によって発生した保守対象設備の機能低下・不全、変調、異常、故障等に対する部品の修理・取替え（点検内容書（別紙 2）に掲げるものを除く。）
- (2) 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による保守対象設備の改修・新規付加物の設置に関する工事
- (3) 意匠関係工事及び一切の建築関係工事、その他点検内容書に定める契約業務範囲以外の作業

11 作業時間帯

作業時間帯は、原則、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、緊急事態に対応する場合を除く。

12 作業中の運転休止

保守対象設備の点検・修理その他の作業を行うに当たり、必要に応じて保守対象設備の運転を休止することができるものとする。

13 撤去部品

作業を行い、保守対象設備から構成部品等を交換・撤去したときは、受託者の責任において関係法令に基づき処分するものとする。

14 その他

- (1) 定期（法定）検査は、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員資格者（以下、「有資格者等」という。）に行わせること。
- (2) 本業務は、業務担当者に行わせること。「業務担当者」とは、エレベーターの保守・点検に関する社内資格又は有資格者等の資格を保有するとともに、本エレベーターと同型又は類似の

エレベーターの保守・点検実績を有し、本業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う保守・点検業務をいう。以下同じ。）を現場において担当する者をいう。

- (3) 受託者は、受託者の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができるものとする。代替要員は、前項の業務担当者と同等の資格を有するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、事前に工程表及び業務担当者の昇降機点検に係る資格所持証明書類（資格者証の写し等）を病院に提出すること。
- (5) 保守対象設備は、重症患者及び精密機器等震動を忌避する物品等を運搬するので、常に最良の作動状況を維持するよう努めること。
- (6) 故障等発生時の病院職員の連絡には、速やかに対応し、係員を派遣し、修理に当たること。
- (7) 委託料の支払いについては、契約金額を月単位に分割して支払うものとする。
- (8) 保守点検及び故障修理に際し、全ての危険負担は、受託者においてこれを負担すること。
- (9) 万が一、病院の機械建物等を破損させた場合は、病院職員に報告し、直ちに原状回復すること。
- (10) この仕様書に定めるもののほか、名古屋市立大学契約規程その他関係法令に従うこと。
- (11) 本仕様書等に定めのない事項について疑義が生じたときは、病院等と協議の上、解決を図るものとする。
- (12) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

15 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

保守対象設備一覧

区分	内容	型番	用途	附加仕様
# 01	1号機(8階、1000キロ、105m/分)	VFGLB-JZ	乗用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声合成アナウンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア
# 02	2号機(8階、1000キロ、105m/分)	VFGLB-JZ	乗用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声合成アナウンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア
# 03	3号機(8階、1000キロ、105m/分)	VFGLB-JZ	乗用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声合成アナウンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア
# 04	4号機(9階、2200キロ、105m/分)	VFGL-KZ	人荷用 非常用	地震時管制運転装置(P波・精密級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 自家発時管制運転装置 音声ガイダンス・車椅子仕様・視覚障害者対応
# 05	5号機(8階、1000キロ、105m/分)	VFGLB-JZ	寝台用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声合成アナウンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア
# 06	6号機(8階、1450キロ、105m/分)	VFGLB-WZ	寝台用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声ガイダンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア・二方向出入口
# 07	7号機(8階、2900キロ、105m/分)	VFEL-Z	人荷用 非常用	地震時管制運転装置(P波・精密級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 音声ガイダンス・自家発時管制運転装置
# 08	8号機(2階、1750キロ、45m/分)	VFGL-WZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・自家発時管制運転装置 遮煙ドア・二方向出入口
# 09	9号機(2階、1750キロ、45m/分)	VFGL-WZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・自家発時管制運転装置 遮煙ドア・二方向出入口
# 10	10号機(2階、1000キロ、45m/分)	VFGL-WZ	乗用 展望用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声ガイダンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・二方向出入口
# 11	11号機(2階、1000キロ、45m/分)	VFGL-WZ	乗用 展望用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声ガイダンス・自家発時管制運転装置 車椅子仕様・視覚障害者対応・二方向出入口
# 12	12号機(7階、1350キロ、90m/分)	VFGL-WZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声ガイダンス・自家発時管制運転装置 遮煙ドア・二方向出入口
# 13	13号機(2階、600キロ、45m/分)	VFGLB-JZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・自家発時管制運転装置 遮煙ドア
# 14	14号機(2階、900キロ、45m/分)	VFGLB-JZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・自家発時管制運転装置 遮煙ドア
# 15	15号機(2階、900キロ、45m/分)	VFGLB-JZ	人荷用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・自家発時管制運転装置 遮煙ドア
# 17	17号機、小型(2階)	DW-M	小荷物専用	
# 18	18号機、小型(2階)	DW-M	小荷物専用	
# P01	立体駐車場(3階、750キロ、45m/分)	VFGLB-JAZ	乗用	地震時管制運転装置(P波・普通級)・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置 火災時管制運転装置・音声合成アナウンス 車椅子仕様・視覚障害者対応・遮煙ドア

点検内容書

1 契約業務に基づく作業の範囲

受託者は、保守対象設備を正常かつ良好な運行状態に保つよう、次の作業を実施すること。

(1) 点検・手入れ保全

ア 定期に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃等)を実施すること。

イ アにおける定期(点検・手入れ保全等の頻度)は、次のとおりとする。

(ア) 保守対象設備のうち#01、#02、#03、#17及び#18の設備については、毎月とする。

(イ) (ア)以外の保守対象設備については、3か月ごとに1回とする。

ウ 保守対象設備ごとの点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は、〈別表-I〉のとおりとする。

〈別表-I〉のうち、保守対象設備ごとに○が記載された点検内容に基づき実施すること。

エ 点検・手入れ保全を行ったときは、報告書を提出すること。

(2) リモート点検

ア 対象設備(保守対象設備のうち#17及び#18を除く設備。以下(2)及び(3)において同じ。)の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に対象設備を構成する機器及び運転機能を点検すること。点検する項目・内容は、〈別表-II〉記載のとおりとする。

イ アの点検対象の項目・内容について変調状態が生じたときは、状態を確認し、必要に応じて現場で作業を行うこと。

ウ 対象設備の運行状態のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処置の結果については、毎月報告書にて病院に報告すること。

(3) 異常監視・直接通話サービス

ア 対象設備について次の異常が発生したときは、リモート点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置を行うこと。なお、閉じ込め故障の場合を除き、ビル停電等により(オ)及び(カ)が同時に発生した場合に異常通報は行われない。

(ア)閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障(運行に支障がある状態) (ウ) 着床不良 (エ) 戸開閉不良
(オ)制御盤停電 (カ)リモート点検装置(MOP盤)停電 (キ)制御関連機器温度異常

イ 対象設備に次の故障が発生したときは、対象設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と受託者の受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等を行うこと。

(ア)閉じ込め故障 (イ)使用不能故障

ウ 異常通報に基づく処置の結果については、報告書にて病院に報告すること。また、異常通報に基づく処置のために現場で作業を行ったときは、その作業に応じて報告書を提出すること。

(4) 消耗部品の供給

ア 作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等)を供給すること。

イ 消耗部品の範囲は、〈別表-III〉のとおりとする。

2 賠償義務

受託者は、生命・身体・財産上の損害を合わせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。

3 免責

受託者は、装置の感知機能の及ぶ範囲外の異常に基づき生じた保守対象設備の事故又は運行障害等による損害については、その責を負わないものとする。

〈別表-I〉

〈別表-I〉

〈別表-I〉

〈別表-I〉

箇所	機器名	点検内容	#01	#02	#03	#04	#05	#06	#07	#08	#09	#10	#11	#12	#13	#14	#15	#17	#18	#P01
昇降路	はかり装置	はかり装置取付・作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		センサ部劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		はかり装置劣化・損傷の有無						○												
ピット	ピット	ピット周壁の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ピット漏水の有無、汚損状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緩衝器	緩衝器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		緩衝器台劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		緩衝器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	張り車	張り車劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		張り車取付・回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
かご室乗場	かご	センサ作動状態	○	○	○		○	○								○	○	○	○	
		管制運転動作異常の有無	○	○	○		○	○								○	○	○	○	
		かご運転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		全自动戸開閉状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		停電灯点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		かご内表示器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	照明・意匠	かご鈎作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		かご鈎劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		かご室機器損傷・変形の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		各銘板取付・汚損の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	かご内操作盤	かご室照明点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		かご内操作盤カバー取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		かご内操作盤各スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
外部連絡装置	乗場 (出し入れ口)	外部連絡装置作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		全自动戸開閉状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		乗場鈎作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		乗場鈎劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		乗場表示器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1)戸開走行保護装置が設置されている場合に適用される。

(注2) #7は、ケーブル保護網の劣化・損傷の有無、ロープ振れ止め取付状態を実施する。

〈別表-II〉リモート点検「遠隔機器点検」内容

点検項目	点検内容	
制御関連機器	設置環境	機器温度
	制御盤	接触器動作状態 制御機器動作状態
	巻上機	ブレーキ動作状態
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態 ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	蛍光灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
	停電灯	点灯状態
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態 ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態 加速状態 一定速走行状態 減速状態 着床状態

〈別表-III〉消耗部品

部品名	
1 制御盤内ヒューズ	(注1)
2 制御盤内抵抗管	(注2)
3 照明ランプ、スターター	(注3)
4 インジケータ用ランプ	(注3)
5 操作盤・乗場押ボタン用ランプ	(注3)
6 かご室内停電灯用ランプ	(注3)
7 かごドア装置用Vベルト・ベルト	
8 給油器油芯(繊維)	
9 ドアシュー(戸の脚)	
10 メモリーバックアップ用電池	
11 点検用オイル、グリス類	(注4)
12 ウエス、サンドペーパー	
13 ビス、ナット、ワッシャー	
14 可動・固定コンタクト	

(注1)NFブレーカは含まない。

(注2)回生抵抗は含まない。

(注3)ランプ関係には、ネオン管、インテリア照明、LED照明、その他特殊な発光体は含まない。

(注4)巻上機ギヤオイル及び緩衝器の作動油は含まない。

(注5) #17及び#18において、上表5~10の消耗部品は本契約に含まない。

(注6)14の消耗部品への対応は、#07、#17及び#18のみ適用とするが、リレーによっては本契約とは別扱いとする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事实上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにはかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- 第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 契約を解消すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関する十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。